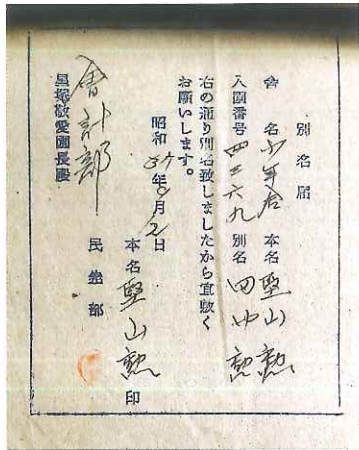


ハンセン病問題に学ぶ学習資料集



ホルマリンに漬けられた胎児標本  
『趙根在写真集 ハンセン病を撮り続けて』より

別名届 星塚敬愛園  
提供:ハンセン病問題を考える会かごしま



本妙寺事件 九州療養所への患者輸送



監房跡 大島青松園



ソロクト更生園で使われた断種台



銃弾痕の残る水タンク 沖縄愛楽園



自治会運動の取り組みの中から機関紙として発行された「外島タイムス」 外島保養院



全患協旗



「らい予防法」闘争 大島青松園



架橋間近の邑久長島大橋



小笠原登医師肖像

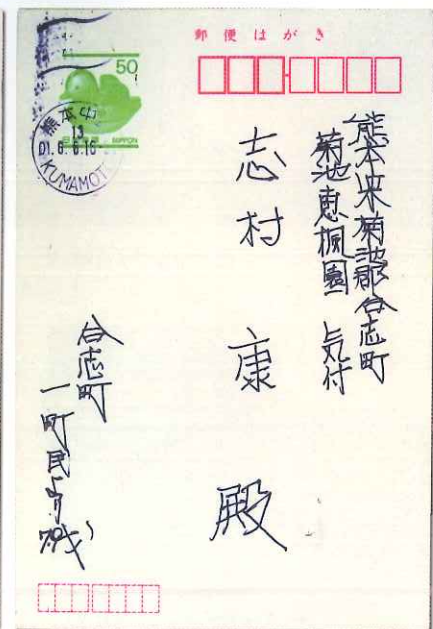


貞明皇后歌碑 駿河療養所



癩絶滅小ポスター 眞宗大谷派光明会

昭和のはじめに「らい病患者が恵楓園に次から次に送り込まれて来たのを私は見た。手足はまがり口も鼻もまがり。本当に恐ろしい病だと思った。あの時代は病にまぐさばかっただ(強制隔離)しかなかったのだ。昭和の終りに「らい患者が根絶患者を歩いたり買物で車止るのを見ては、たがほとんどの者は体に變形の後があった。でも國のお力で強制隔離されて治療したからよくなったのだ。このおを忘れて横暴踏傷を求るとはどういうことか。私合志の田舎主有田の國民をまた町民を馬鹿にしたはるな。判決に勝ったといはるが少の金でらうと療養所を出ていくかどに帰るか。町民は患者に80%以上の者があまれ返っている。痛気(痛気)だけは今直におり療養所を暮すが、少しの金で療養所を出て行くかどいふかな。町民は患者最後に馬鹿につける薬はないと云いた。二考を要す。恩をあたて返すのか。



ハンセン病国賠訴訟時の差別はがき 2001年6月6日消印



真宗大谷派ハンセン病問題交流集会在高山



ハンセン病国賠訴訟勝訴判決



ハンセン病問題基本法制定に向けた署名活動



邑久光明園の管理棟に立てかけられた「ハンセン病問題基本法」の完全実施などを求める看板  
提供: 齊藤貞三郎氏



ハンセン病家族訴訟 入廷前門前集会

## 発刊にあたって

病は、老、死とらんで苦しみの代表であります。

人は、さまざまな病におかされたとき、周囲の人々のはげましや気遣いが、なににもましてありがたいものです。人は誰しも、病み、老い、そして死の時を迎えます。そのことは、他の人にかわってもらうことのできないひとりの事実であります。同時にそれはすべて、人が免れないこととして、お互いの共感と思いやりの中で静かに進んでいく事実です。というのも、病み、そして死を迎える人は単なるひとりではなく、いのちの大きなつながりの中にあるひとつであるからでしょう。私たちは、そうしたいのちのつながりを直感するがゆえに、他人の病も自らの苦しみとして、お互いにはげましあうことができるのではないのでしょうか。このような共感が、たとえついに癒えることなくいのちを終えたとしても、人々と共に生ききったという感慨を私たちにもたらすのでしょうか。

しかし、私たちの社会は、このような共感のはたらきを阻害し、病める人にその病の苦しき以上の苦しみを与えることがあります。

「病そのものとは別の、もう一つの苦しみ」、この倍加される苦しみの原因は、病とは別のものであることは、日本におけるハンセン病の歴史をみればよく分かることではないでしょうか。

ご存知のようにハンセン病は、らい菌による感染症ですが、感染力は弱く、今日ではたとえ感染し発病しても治療法が確立しており、完全に治癒できる病気です。全国各地の療養所にとどまる入所者もすべて完治された回復者であります。

国が一九〇七(明治四〇)年法律第十一号「癩予防ニ関スル件」を制定し「患者」を強制的に隔離して一

一〇余年。一九九六年に「らい予防法」が廃止され、その後二〇余年が過ぎましたが、この法律により作られた差別と偏見は、廃止されてもお回復者の社会復帰を妨げ続けています。

かつて仏教の言葉をもって、「諸病のうち癩病もつとも重く、宿命の罪の因縁の故に治し難し」（『大智度論』巻五九）と、病への恐怖を仏罰への恐怖と一体化させ、差別観念を社会に行き渡らせ、「宿業」という言葉をもって、負えるべくもない責任を、その人に負わせるという苦しみを与えてきました。

そして、隔離政策がはじまってからは、「単に一個人の破滅ではない。一人出家すれば九族天に生まれるといふが、一人癩に感染すれば九族地獄に墮するのである」（『癩絶滅と大谷光明会』）という言葉などで、その責任は親族にまで及ぼされ、患者にさらなる孤立を強いてきました。このような血統による病という偏見、さらに危険な伝染病という偏見が加わり、「患者」を強制隔離へと追い込みました。

差別や排除の論理に基づいた法や制度がさらなる偏見を強めることによって、私たちはハンセン病を患った人だけではなく、その家族をも差別し排除する社会を作ってきました。「もう一つの苦しみ」とは、このような差別的な社会が作り出している苦しみのことでもあります。

さらに、この苦しみへの慰めとして、私たち真宗大谷派は隔離を前提とした「救済」を説いてきたのです。一九九六年、らい予防法は廃止されましたが、社会的差別と排除に大きな変化はなく、ハンセン病回復者に対する人権侵害は今も十分に回復されておりません。

このような差別や排除がどのようにして生じ、どのようにはたらいてきたのか。そして、私たちはこうした社会のあり方を課題とすることなく、むしろ差別や排除を一緒になって形成してきたのではないのでしょうか。

大谷派は一九九六年四月、宗派の名において「ハンセン病に関わる真宗大谷派の謝罪声明」を発表し、同時に国に対して「「らい予防法」廃止にかかる要望書」を提出しました。宗門近代史の検証の中、「らい予防

法の廃止に関する法律」の成立に時をあわせてのことでした。

その後一九九八年一〇月、ハンセン病問題を共に学ぶために、「真宗大谷派ハンセン病に関する懇談会」の編集により『差別と人権に関する学習資料集 ハンセン病と真宗』（非売品）が発行されています。

このたび、近現代におけるハンセン病問題の歴史と宗派との関わりを学ぶために、あらためて資料集を発行することとなりました。この『ハンセン病問題に学ぶ学習資料集』が、これらの問題を考えるための手がかりとなることを心より願っています。

二〇一八年六月

真宗大谷派宗務総長 但馬 弘

## 概説・真宗大谷派とハンセン病問題

はじめに

国立の癩病患者収容所は此程東京府下に新設せられたる事なるが、世に最も憐むべき境遇に在る此等の患者に対し、如来の慈光に浴せしめ、慰安を与ふるの必要を認め、当局者より本山へ交渉ありしかば東京養育院連岡教師は、献身進んでこれが担当する事となりたり、彼の天平の頃、光明皇后の垂救の慈懐の事など俤ばれて尊し。

〔宗報〕一九一〇年二月号

「らい予防法」の前身である「癩予防ニ関スル件」が施行された直後に、『宗報』（現『真宗』）に掲載された「癩病患者の慰安」と題する記事である。短い一文であるが、大谷派の取り組みが国策への応答であること、「憐れなもの」への「慰安」という質をもった「救済」、そして「皇恩」の強調と、その後長く続けられる大谷派における「慰安教化」活動の特徴が端的に表されている。

一方、長島愛生園に入所され「隔絶四十八年」の生涯を生きた、真宗大谷派の僧侶、伊奈教勝（園名・藤井善）さんは、次のような言葉をのこしておられる。

排除され、隔離された者が、運命共同体としての同歎同苦の心を結び、捨てられた者のみが持つ「世を捨てた」思いが、隔離の島を「楽土」としたいという悲願に生きたとしても責められることはない。そしてそこに足を運んだ人も、それを受け容れた人も、隔離を前提として、それを動かすことのできないものとしてうべなつたことは覆うべくもない事実である。

〔「ハンセン病・隔絶四十年―人間解放へのメッセージ―」伊奈教勝〕

真宗大谷派は、一九九六年に、「らい予防法」の廃止に時をあわせ、「ハンセン病に関わる真宗大谷派の謝罪声明」を発表、国に対して「らい予防法」廃止にかかる要望書を提出し、以来遅々とした歩みであるが、ハンセン病問題に向き合い続けてきた。

「謝罪声明」から二二年を経た今、私たちはあらためて、伊奈教勝さんが見つめた「覆うべくもない事実」に、大谷派におけるハンセン病問題の取り組みの原点として、しっかりと眼差しを向けていかなければならない。

本資料集は、隔離政策に加担した自らの歴史に向き合うことを基点に、隔離政策がもたらした被害についての確認、隔離との闘いの歴史の学び、そして、それらをとおして、ハンセン病問題に対するこれからの取り組みが展望されることを願って編集した。

以下、本編に先立ち、ハンセン病問題と真宗について、いくつかの視点から概観する。

### ハンセン病隔離政策の歴史

一九〇七（明治四〇）年、法律第十一号「癩予防二関スル件」が制定され、ハンセン病を患った人たちに對する絶対隔離政策が始まる。この法律は、「文明国」の仲間入りすることを至上課題としていた明治政府の、ハンセン病のみならず、患者そのものを国辱とする見方から生まれたものであった。

そして戦時体制に突入していく中、一九三二（昭和六）年、患者すべての絶対隔離を定める「癩予防法（旧法）」が成立する。優生思想の台頭とも絡み、ハンセン病患者撲滅が、「民族浄化」の名のもとに声高に叫ばれ、家族・ふるさととの分断、不妊手術・墮胎、懲戒、強制労働や患者作業など厳しい人権侵害をもたらしたこの政策は、植民地・占領地であった、朝鮮半島や台湾、満洲、南洋諸島にも及んでいった。

さらにこの法律は、日本国憲法が制定され、ハンセン病特效薬プロミンが登場した戦後になっても性質を変えないことはなかった。一九五三（昭和二八）年、入所者による厳しい抵抗運動を抑え込み、さらに隔離の強制力の強い「らい予防法（新法）」として生まれ変わる。そして、一九九六年の廃止まで、戦前戦後をとおして、ハンセン病を患った人たち、その家族らの人生そのものに、過酷な被害を与えていった。

ハンセン病隔離政策は、終始国策として遂行されたものであるが、それはさまざまな形で市民を巻き込んで展開された。その典型が「無らい県運動」の推進である。無らい県運動は官製の国民運動として全国的に展開され、「患者狩り」など地域社会からのハンセン病患者一掃がなされていく。この担い手は、行政当局や警察だけでなく、一般の市民にも広がり、教育現場や地域社会が、患者を隔離から守るのではなく、あぶり出していく構図が作られ、その家族に対する差別をも助長させていった。

### 隔離政策の被害

隔離政策がもたらした被害は、「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟（ハンセン病国賠訴訟）」では、「人生被害」と表現され、「比類なく深く」「ひとりひとりの全人格、全人生にわたる」被害であると押さえられた。西日本弁護士代表の徳田靖之弁護士は、最終弁論で「原告らは、それぞれに四〇年あるいは五〇年更には六〇余年の長きにわたって沈黙を強いられました。苦痛と屈辱を、また悲嘆と絶望とを自らの身の奥深く刻み込み塗り込めて生き続けることを強いられてきました」という言葉で被害の甚大さを表現しているが、まさしく現在進行形の被害の中を、隔離政策の被害者の方たちはいまも生きておられるのである。

隔離政策がもたらした被害の中で、もつとも肉体的にも、精神的にも過酷な仕打ちの一つが「不妊手術・墮胎」の強要だったと言われる。一九一五（大正四）年、全生病院において、結婚を許す条件としての断種手術が実施された。以来、ハンセン病患者の子孫を絶対に残さないという断種手術は、少しでも入所者が療養所内で人間らしい生活を送るためという欺瞞の言葉のもと実施され、全国の療養所にひろがっていった。

女性に対する不妊手術も数多く実施されている。

もう一つ、大きな被害として確かめなければならないのが、偽名（園名）の強要である。

多くの入所者は入所と同時に園名を名のらされている。これは、家族に迷惑がからないようにとの理由で行われていたというが、その本質がハンセン病国賠訴訟の中で、「その人をして社会の中で生活することが許されないものとの自己認識を強いるもの」という言葉で確かめられている。本名が奪われるということは、その名によって紡いできたあらゆる人間関係が奪われるということであり、その人がこれまで生きてきた歴史からも断絶させられるものであったのである。

「子孫をのこすことの許されないもの」としての「不妊手術・堕胎」、本名を奪う「園名」の強要、そして、自らのいのちのルーツである、ふるさと、家族を奪うハンセン病隔離政策とは、ハンセン病を患った人たちの人間としての尊厳、獨尊性、いのちそのものに向けられた刃であった。

### 宗教者の隔離への加担

国の隔離政策推進には、各界がさまざまな形で加担したが、宗教界の加担は、隔離政策の本質の部分を支える、極めて大きなものと言わざるを得ない。その内容を一言でいうなら、療養所内外に対する、「隔離はハンセン病患者に対する救済である」ということの周知であったと言える。ハンセン病隔離政策が国民に受け容れられたのは、ひとつは国辱論である。しかし、国辱論だけで隔離政策の正当性・必要性を、国民にも、ハンセン病患者にも納得させることは困難であった。そこで隔離政策の大義として鼓吹されるのが「救癒」という概念である。決して国辱論からは生み出せないこの「救癒」という大義を、隔離政策に取り入れるために不可欠であったのが、皇恩の強調とともに、宗教のはたらきであった。

大谷派は、一九三一（昭和六）年に「真宗大谷派光明会」を結成。教団内外に隔離政策の必要性、またそ

れが人道的であることを宣布し、療養所内においては、隔離を受け容れることが救済であると説く「慰安教化」を推進した。伊奈教勝さんが述べられるとおり、自らの存在を、様々な屈辱的施策により卑下するしかない状態に貶められている入所者にとって、療養所で生活することそのことが「救済」となるという「教え」は、療養所の中で受け容れられていった。

しかし、その事実こそ、私たちが向き合わなければならない大きな問題が潜んでいる。それは、宗教者とりわけ大谷派僧侶の活動が、療養所内外に、隔離の持つ非道さに覆いをかけてしまうはたらきを持ったということである。人は人権侵害があるときには、必ずそれと闘う。しかし、人権が侵害されていることそのものに覆いがかけてしまうなら、闘いということも勦<sup>かすめ</sup>とられてしまう。それこそが、究極の人権侵害と言えよう。宗教者がおかしたことは、まさしくそのことであつたと言わねばならない。

### 隔離との闘い

厳しい隔離による人権侵害や隔離の受容の植え付けの中で、それでも、隔離との闘いの炎は燃え続けた。戦前には、人間扱いされない療養所の運営などを正面から批判する、外島保養院入所者による「日本プロレタリア癩者解放同盟」結成に向けた動きや、待遇改善、患者自治の確立などを求め多くの入所者が立ち上がった「長島事件」など、隔離への抗いの声があげられた。そして戦後、さらなる人権意識への目覚めから、「らい予防法」そのものの改廃をめざし「全国ハンセン病患者協議会」（略称・全患協、現「全国ハンセン病療養所入所者協議会」略称・全療協）が結成され、国立の全療養所に支部を設置、入所者あげての闘いが展開される。そして一九九六年ついに「らい予防法」の廃止を勝ち取る。

予防法廃止後の一九九八年、「ハンセン病国賠訴訟」の闘いが、菊池恵楓園、星塚敬愛園の入所者から始まる。一三人の原告から始まったこの裁判闘争は、意見陳述や証言により、隔離の実態が浮かび上がること



に原告の数を増やし、支援のネットワークを作り上げていった。その取り組みは、療養所内外が、これまで目を背けてきた隔離政策の歴史的事実と向き合い、隔離してきたものが共に真の解放を願っていく大きなうねりを作り出した。そして画期的な違憲判決を勝ち取り、控訴を阻止し、隔離との闘いにあらたな道を開いた。

その後、日本統治下の韓国と台湾のハンセン病療養所に強制収容された入所者が起こした裁判によって勝ち取った「ハンセン病補償法」の改正。「多磨全生園医療過誤訴訟」の全面勝利など、隔離政策の被害者たちの訴えが、次々と立法や行政を動かしていく。また、国に対しては、その後のハンセン病対策として、「謝罪・名誉回復」「在園保障」「退所支援」「真相究明」などが粘り強く求められ、これからのハンセン病対策の基本とすべき「ハンセン病問題の解決促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」の成立を、市民の多くの署名などを力に勝ち取ることとなる。

しかし、それら公の解放は実現していても、そのことが、隔離の被害者一人ひとりの解放の実感にまで至っているのかと言えば、道はまだまだ半ばと言わねばならない。

日々高齢化する入所者にとって、療養所での安心した生活は、現在何より求められているものである。しかし、深刻な医師不足など療養所の現状に対する不安は尽きない。さらに、これまで入所者の人権を守ってきた、全療協活動や自治会活動などの当事者運動が高齢化により限界に達している。そういう中で、いま新しい取り組みとして提起されているのがハンセン病療養所における人権擁護委員会の設立である。これは療養所の内と外とが一緒になって、入所者の人権を守っていくこうとするあらたなシステムの構築であり、すでに複数の園で設置が実現しているが、全ての園に設置され十分な成果を得るまでの道は平たんではない。また、退所者も高齢化し、生活上の困難が噴出しているが、そのサポート体制は、行政的にも、市民レベルでの取り組みもあまりに脆弱である。そして、これまで正面から取り上げられてこなかった、家族の被害回復

に向けての取り組みは、まだ緒に就いたばかりである。より強い世論の後押しが求められている。

これからに向けて

『全患協運動史—ハンセン病患者のたたかいの記録』に次のような言葉がある。

「人間が人間らしくあるということは、人間として扱われていない者だけの問題であるだけでなく、人間として扱おうとしない者たちや、その社会の人間性に関わる問題であった。これまでもかわいそうだと同情する人たちは沢山いたが、そのためにハンセン病患者の地位が非常に良くなったという例はなく、この人間復帰の闘いにとって本当に必要なものは、より人間的な社会を旨さず立場からの連帯である。」

市民との連帯。それは、社会と断絶された隔離の中からの運動であるがゆえにより強く求められる、この当事者運動の悲願と言ってよいものではないか。

ハンセン病問題は、隔離政策がもたらした被害と向き合い、その全面解決に向けて取り組む問題である。その意味で、決して終わった問題ではない。現在進行形の問題としてあらためて、隔離に加担してきた歴史に向き合い、当事者運動の悲願を受け止め、共なる解放への道を歩み出さねばならない。

真宗大谷派は、「謝罪声明」の発表、国への「要望書」の提出を、教団としてのハンセン病問題に対するあらたな取り組みのはじまりとして、それ以来、全国交流集会の開催や、書籍、ニューズレターの発行、真相究明に向けての取り組みなど、一歩ずつ歩みを進めてきた。それらの歩み、これからの歩みは、すべて、隔離政策の被害者の闘い、隔離からの解放へ願いへの呼応としてなされるものである。

ハンセン病国賠訴訟における最終弁論において、徳田靖之弁護士は、ハンセン病問題に対するこれからの取り組みの方向を「救済の客体から解放の主体へ」と表現された。この言葉は、そのまま私たちのこれからの歩みを言い当てるものである。

いま、私たちに求められていること、それは、隔離は、人間を救済する力には断じてならないということ、あらためて強く認識することである。「らい予防法」を救済法と見る見方は、ハンセン病を患った人たちを永遠に救済の対象という檻に閉じ込める。その檻を破り、当たり前、普通の人となることを本質的に許さない。そこからは、互いを、<sup>ひと</sup>独にして尊い、普通の人と人として見出し、称え合うという関係は回復されない。私たちは、慰安教化活動の中で、ハンセン病を患った人たちを同情すべき憐れな人たち、すなわち救済の客体とみなし、自らを救済を与えるものとして高みにおいてきた。その在り方をいま、互いを解放の主体として発見し続ける歩みに転じなければならない。

その歩みこそが、真宗大谷派が、同朋社会の顕現を希求し続けるという社会的使命を果たしていくことの大きな推進力にもなると確信する。

## 目次

発刊にあたって

概説・真宗大谷派とハンセン病問題

### 第一章 いのちに対する罪

#### 第1節 「らい予防法」とは

【資料1】 「癩予防ニ関スル件」(一九〇七(明治四〇)年)	22
【資料2】 「癩予防ニ関スル件施行規則」(一九〇七(明治四〇)年)	23
【資料3】 「癩予防法」(一九三一(昭和六)年)	23
【資料4】 「国立癩療養所患者懲戒検束規程」(一九三二(昭和六)年)	24
【資料5】 「らい予防法」(一九五三(昭和二八)年)	26
【資料6】 「国民優生法」(一九四〇(昭和一五)年)	30
【資料7】 「優生保護法」(一九四八(昭和二三)年)	31
【資料8】 「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」(一九八九年(平成一)年)	33
【資料9】 「らい予防法廃止に関する法律」(一九九六(平成八)年)	35

#### 第2節 入所者の被害

【資料10】 別名届	39
【資料11】 「癩の根絶策」(一九三〇(昭和五)年)	39
【資料12】 三園長の国会証言(一九五一(昭和二六)年)	40
【資料13】 らい予防法並びに社会復帰に関する国際会議決議(一九五六(昭和三一)年)	43
【資料14】 優生保護法に基づくハンセン病を理由とする不妊手術と中絶の届け出件数	44

#### 第3節 皇恩の強調

45

【資料15】 大宮御所御歌会「癩患者を慰めて」(一九三二(昭和七)年)……………46

【資料16】 「皇太后陛下の御仁慈と癩予防事業」(一九三五(昭和一〇)年)……………47

【資料17】 光田健輔による皇恩の強調(一九三二(昭和七)年)……………48

【資料18】 「復生病院について」岩下壮一(一九三二(昭和七)年)……………50

【資料19】 「祖国の血を浄化せよ」岩下壮一(一九三七(昭和一二)年)……………50

【資料20】 台湾楽生院における皇恩の強調(一九三五(昭和一〇)年)……………51

【資料21】 小鹿島更生園における皇恩の強調(一九三八(昭和一三)年)……………53

【資料22】 「藤楓協会だより」の発刊(一九五三(昭和二八)年)……………54

第4節 大谷派の慰安教化……………55

【資料23】 「癩病院患者の慰安」(一九二〇(明治四三)年)……………56

【資料24】 光明会以前の大谷派の活動①……………56

【資料25】 光明会以前の大谷派の活動②……………57

【資料26】 真宗大谷派光明会の設立(一九三一(昭和六)年)……………57

【資料27】 「癩絶滅と大谷派光明会」(一九三一(昭和六)年)～三二(昭和七)年)……………59

【資料28】 癩絶滅小ポスター(一九三二(昭和七)年)……………61

【資料29】 大谷智子光明会総裁の活動(一九三四(昭和九)年)……………62

【資料30】 大谷智子裏方、納骨堂建設費を寄付……………63

【資料31】 「入園者の行くべき道」暁烏敏(一九三四(昭和九)年)……………65

【資料32】 「感謝といふこと」暁烏敏(一九四二(昭和一七)年)……………67

第5節 市民の差別意識……………69

【資料33】 財団法人癩予防協会「癩予防デーに際して」(一九三五(昭和一〇)年)……………70

【資料34】 沖縄における療養所建設反対運動(一九三二(昭和六)、一九三二(昭和七)年)……………71

【資料35】 増幅された差別意識「赤と癩病菌」(一九三三(昭和八)年)……………72

【資料36】 無らい県運動の徹底(一九四〇(昭和一五)年)……………72

【資料37】 「未感染児童」への黒髪小学校入学反対運動(一九五三(昭和二八)年)……………73

【資料38】 三重県収容担当者の記憶……………74

【資料39】 ハンセン病国賠訴訟時の差別投書(二〇〇一(平成一三)年)……………75

【資料40】 黒川温泉ホテル宿泊拒否事件時の差別投書(二〇〇三(平成一五)年)……………75

【資料41】 「ハンセン病回復者への宿泊拒否事件に対する真宗大谷派の見解」……………75

第6節 退所者・非入所者・家族の被害……………77

【資料42】 退所者の証言「人目におびえていた」……………79

【資料43】 沖縄における高校入学拒否事件新聞記事(一九六〇(昭和三五)年)……………81

【資料44】 非入所者の提訴を呼びかける新聞記事(二〇一三(平成二五)年)……………82

【資料45】 「ハンセン病家族訴訟」意見陳述書……………83

【資料46】 「ハンセン病家族訴訟」公正な判決を求める要請署名への協力をお願い」……………85

第7節 沖縄の被害……………88

【資料47】 沖縄における米軍による患者収容の証言……………89

【資料48】 琉球政府が定めた「ハンセン氏病予防法」(一九六一(昭和三六)年)……………91

第8節 旧植民地、日本の占領地域における被害……………94

【資料49】 韓国小鹿島<sup>ソコト</sup>更生園補償請求訴訟における証言……………95

第二章 闘いの歴史……………98

第1節 全患協・全療協の闘い……………98

【資料50】 全患協規約(一九五一(昭和二六)年)……………99

【資料51】 「全患協の基本要綱」(一九九五(平成七)年)……………100

【資料15】 大宮御所御歌会「癩患者を慰めて」(一九三二(昭和七)年)……………46

【資料16】 「皇太后陛下の御仁慈と癩予防事業」(一九三五(昭和一〇)年)……………47

【資料17】 光田健輔による皇恩の強調(一九三二(昭和七)年)……………48

【資料18】 「復生病院について」岩下壮一(一九三二(昭和七)年)……………50

【資料19】 「祖国の血を浄化せよ」岩下壮一(一九三七(昭和一二)年)……………50

【資料20】 台湾楽生院における皇恩の強調(一九三五(昭和一〇)年)……………51

【資料21】 小鹿島<sup>ソコト</sup>更生園における皇恩の強調(一九三八(昭和一三)年)……………53

【資料22】 「藤楓協会だより」の発刊(一九五三(昭和二八)年)……………54

第4節 大谷派の慰安教化……………55

【資料23】 「癩病院患者の慰安」(一九二〇(明治四三)年)……………56

【資料24】 光明会以前の大谷派の活動①……………56

【資料25】 光明会以前の大谷派の活動②……………57

【資料26】 真宗大谷派光明会の設立(一九三一(昭和六)年)……………57

【資料27】 「癩絶滅と大谷派光明会」(一九三一(昭和六)年)～三二(昭和七)年)……………59

【資料28】 癩絶滅小ポスター(一九三二(昭和七)年)……………61

【資料29】 大谷智子光明会総裁の活動(一九三四(昭和九)年)……………62

【資料30】 大谷智子裏方、納骨堂建設費を寄付……………63

【資料31】 「入園者の行くべき道」暁烏敏(一九三四(昭和九)年)……………65

【資料32】 「感謝といふこと」暁烏敏(一九四二(昭和一七)年)……………67

第5節 市民の差別意識……………69

【資料33】 財団法人癩予防協会「癩予防デーに際して」(一九三五(昭和一〇)年)……………70

【資料34】 沖縄における療養所建設反対運動(一九三二(昭和六)、一九三二(昭和七)年)……………71

【資料35】 増幅された差別意識「赤と癩病菌」(一九三三(昭和八)年)……………72

【資料36】 無らい県運動の徹底(一九四〇(昭和一五)年)……………72

【資料37】 「未感染児童」への黒髪小学校入学反対運動(一九五三(昭和二八)年)……………73

【資料38】 三重県収容担当者の記憶……………74

【資料39】 ハンセン病国賠訴訟時の差別投書(二〇〇一(平成一三)年)……………75

【資料40】 黒川温泉ホテル宿泊拒否事件時の差別投書(二〇〇三(平成一五)年)……………75

【資料41】 「ハンセン病回復者への宿泊拒否事件に対する真宗大谷派の見解」……………75

第6節 退所者・非入所者・家族の被害……………77

【資料42】 退所者の証言「人目におびえていた」……………79

【資料43】 沖縄における高校入学拒否事件新聞記事(一九六〇(昭和三五)年)……………81

【資料44】 非入所者の提訴を呼びかける新聞記事(二〇一三(平成二五)年)……………82

【資料45】 「ハンセン病家族訴訟」意見陳述書……………83

【資料46】 「ハンセン病家族訴訟」公正な判決を求める要請署名への協力をお願い」……………85

第7節 沖縄の被害……………88

【資料47】 沖縄における米軍による患者収容の証言……………89

【資料48】 琉球政府が定めた「ハンセン氏病予防法」(一九六一(昭和三六)年)……………91

第8節 旧植民地、日本の占領地域における被害……………94

【資料49】 韓国小鹿島<sup>ソコト</sup>更生園補償請求訴訟における証言……………95

第二章 闘いの歴史……………98

第1節 全患協・全療協の闘い……………98

【資料50】 全患協規約(一九五一(昭和二六)年)……………99

【資料51】 「全患協の基本要綱」(一九九五(平成七)年)……………100

【資料52】	「らい予防法」廃止に際する全患協声明（一九九六（平成八）年）	101
【資料53】	在日朝鮮・韓国入所者の闘い	102
第2節 退所者の闘い		
【資料54】	退所者が語る「社会復帰の真実」	106
【資料55】	ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・関西実行委員会の知事宛て要望書 （二〇〇九（平成二二）年）	110
【資料56】	「ハンセン病療養所退所者実態調査」より見える今後の課題 （二〇一八（平成三〇）年）	111
第3節 ハンセン病国賠訴訟という闘い		
【資料57】	ハンセン病国賠訴訟証言 原告番号五番	114
【資料58】	ハンセン病国賠訴訟証言 原告番号八番	115
【資料59】	ハンセン病国賠訴訟証言 國本衛	118
【資料60】	ハンセン病国賠訴訟証言 柴田良平	120
【資料61】	「らい予防法」違憲国家賠償請求事件 判決要旨（二〇〇一（平成一三）年）	123
【資料62】	「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟に対する大谷派の見解 （二〇〇一（平成一三）年）	126
第4節 ハンセン病国賠訴訟後の闘い		
【資料63】	「ハンセン病問題対策協議会における確認事項」（二〇〇一（平成一三）年）	129
【資料64】	「基本合意書」（二〇〇二（平成一四）年）	130
第5節 韓国小笠島更生園・台湾樂生院補償請求訴訟の闘い		
【資料65】	韓国小笠島更生園補償請求訴訟判決要旨（二〇〇五（平成一七）年）	132
【資料66】	台湾樂生院補償請求訴訟判決要旨（二〇〇五（平成一七）年）	134
【資料67】	ハンセン病補償金不支給決定取消請求訴訟判決に対する大谷派の声明	137
第6節 ハンセン病療養所の将来構想・永続化に向けて		
【資料68】	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法） （二〇〇八（平成二〇）年）	139
【資料69】	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の成立にあたっての全療協声明 （二〇〇八（平成二〇）年）	141
【資料70】	ハンセン病市民学会による「国立ハンセン病療養所に人権擁護委員会の 設置を要望する決議」（二〇一五（平成二七）年）	146
【資料71】	全療協による「実力行使決議」（二〇二二（平成三四）年）	149
【資料72】	全療協による緊急アピール（二〇一四（平成二六）年）	149
【資料73】	厚生労働省との合意書（二〇一四（平成二六）年）	150
第7節 慰安教化の克服		
【資料74】	「ハンセン病に関わる真宗大谷派の謝罪声明」（一九九六年（平成八）年）	151
【資料75】	「らい予防法」廃止にかかる要望書（一九九六年（平成八）年）	152
【資料76】	第二回真宗大谷派・全国ハンセン病療養所交流集会「一人ひとりの京都宣言」	154
【資料77】	第六回真宗大谷派ハンセン病問題全国交流集会「ひとりからはじめる京都宣言」	155
【資料78】	伊奈教勝さんの言葉	157
第8節 小笠原登の闘い		
【資料79】	「癩に関する三つの迷信」（一九三二（昭和六）年）	158
【資料80】	「中外日報」紙での小笠原登と早田皓の論争（一九四一（昭和二六）年二月～六月）	160
近現代ハンセン病問題略年表		
各療養所の所在地および入所者数一覧		172

〈凡例〉

- 一、資料の収録にあたっては、すべて原文にしたがったが、漢字の旧字体、俗字・略字などは原則として現行の新字体にあらためた。但し、人名、地名については慣例にしたがったものもある。
- 一、欠字の場合は□で示した。漢字の送りがないについては、原文にしたがった。明らかな誤植、仮名遣い・句読点等で補足・訂正が必要と思われる箇所については適宜あらためた。
- 一、原文中の傍点（圈点）、傍線、ルビは原則として省略した。必要と判断される箇所に限って、ルビを付けた。
- 一、概説論文並びに解説文においては、敬称は一部を除き省略した。また諸般の事情を考慮し、個人名を表記しなかった箇所もある。
- 一、収録した資料には、それぞれ資料名を付けて掲載した。なお、原文の標題と同じものについては、「」を付けて記すことを原則とした。
- 一、年号の表記は西暦とし、必要に応じて元号を付記した。
- 一、資料の中で、ハンセン病問題やその他の差別問題に関する差別的名称や呼称・表現等をそのまま記している箇所がある。資料集という性格上、歴史事実を表す用語としてそのまま掲載した。もとよりいかなる差別も許されることはなく、それらの根絶が本書の願いでもある。

## 第一章 いのちに対する罪

## 第1節 「らい予防法」とは

「らい予防法」に基づく近現代日本のハンセン病政策は、ハンセン病患者と認定された人びとを「絶対・終生・強制隔離」する体制をつくった。この政策にかかわる法律は、つぎのように変遷した。

一九〇七（明治四〇）年に制定された「癩予防二関スル件（法律第十一号）」【資料1】は、一九三一（昭和六）年、「癩予防法（旧法）」【資料3】として大幅に改定され、新憲法制定後の一九五三（昭和二八）年には、さらに隔離の強制力の強い「らい予防法（新法）」【資料5】に生まれかわり一九九六年まで存続している。これらの法律には、「施行規則」【資料2】や「国立癩療養所患者懲戒検束規程」【資料4】などが付され、隔離政策の徹底を法的に補っている。

また、一九四八（昭和二三）年に制定され、「らい予防法」と同じく一九九六年「母体保護法」に改正されるまで存続した「優生保護法」【資料7】には、優生手術を行うことができる疾患として、戦前の「国民優生法」【資料6】には対象となっていない「癩疾患」が規定されている。

さらに、これら法律と深い関連をもつ「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」【資料8】（いわゆるエイズ・HIV感染症予防法）が一九八九年に制定されているのでこれも収録した。

終生隔離にかかわるこれらの法律は、戦前も戦後も、一応は建前として「ハンセン病患者の治療と福祉」と「ハンセン病患者以外の人の」予防を行って「公共の福祉増進」を図ることを目的としている。しかし、実際にこれらの法律にもとづいて行われたことは、ただ、ハンセン病患者、または、患者と疑われた人を患者として「絶対（一人残らず）・終生（死ぬまで）・強制隔離（警察力を使っても）」することではなかった。

一九三一年の「癩予防法（旧法）」の成立までは、隔離を主としていたものの、なお、「絶対・終生・強制隔離」というには、多少の例外が認められる余地はあったのだが、一九三一年にはその方向が決定的になり、一九五三年、日本国憲法下でさらにそれが整備・強化された「らい予防法（新法）」が制定された。

これらの方針が、患者の医療と福祉に何の効果もないどころか、むしろ、患者に筆舌に尽くしがたい被害を与えたことは言うまでもない。さらに、科学的に見ても、予防に役立つものではないし、その結果、患者以外の者にとってもなら「公共の福祉」を増進させるものではなかったということである。

たとえば、一九五三年制定の「新法」第一条は、この法律の目的を「（ハンセン病患者以外の人の）予防」と「患者の医療と福祉」を行って「公共の福祉増進」を図ることとしているが、第十二条から第十四条において「患者の医療と福祉」を

定めることを条件に、「患者」を「絶対・終生・強制隔離」することを規定しているだけである。すなわち、同法の第六条以降に、医師による患者の発見から強制隔離への手順（勧奨・命令・強制執行）が定められている。また、「優生保護法」には、患者を人工妊娠中絶（墮胎）や男女ともに不妊手術の対象として定められているし、それどころか、法の制定以前にも国立療養所などで公然と行われていた。また、療養所の運営や施設の建設なども、患者自身の「所内労働（患者作業）」にゆだねられる部分が少なくなく、「患者の福祉」はほとんど無視されていた。

「らい予防法」に基づく体制は、患者の治療を行って病を撲滅するのではなく、患者のいのちを撲滅することを目的とするものであった。その結果、人びとはハンセン病に対する「不治・強烈な伝染病・遺伝」の迷信・偏見を持たされることになった。したがって、療養所が人びとの偏見から患者を守る意味もあったというのは、詭弁でしかない。

このように、「らい予防法」のもとでは、患者は、診察によりハンセン病と診断されることすら恐怖であり、療養の意欲を失わせ、個人の尊厳を踏みにじられるだけでなく、全体の幸福も損なわれる結果しかもたらさない。それは、このような少数の人々の犠牲の上に成り立つ「全体の幸福（公共の福祉）」が、実は、「全体」を詐称する「一部の権力者」のためのもにすぎないことから考えれば当然のことでもある。

ハンセン病の政策が強制隔離を基調としつつ、一九三〇年代以降、それを一層強め、「全体の幸福のためには個人の尊厳は踏みにじってもよい」という犠牲のシステムをさらに推進したのは、この時期がアジア・太平洋戦争のファシズム期と重なるということと無縁ではない。すなわち、植民地支配と侵略への動員を人びとに納得させる思想として、優生思想を含む民族浄化や排外主義が盛んに宣伝される必要があったのである。しかも、注意を要するのは、この思想がファシズム日本の敗北後にも反省されることがなかったことである。優生思想を前面に出す優生保護法、隔離の完成とも言えるべき「らい予防法（新法）」は、敗戦後の成立であり、その廃止には一九九六年までさらに時間を要したのである【資料9】。

大谷派を含む多くの仏教教団が、この体制に抵抗しただけでなく、すすんで協力した。個人にはけっして侵されてはならぬ尊厳性があることを忘れ、国家を相対化するという浄土教徒の面目を喪失し、「患者」に対して療養所の中で自己完結的な信仰に閉じこもらせ、ただ没主体的に「救済」を待つしかないのだという「慰安教化」を、「光明会」などの組織を通して療養所の内と外に向けて発信してきたのである。

すなわち、私たちの教団は、仏が「唯我独尊」「一切衆生悉有仏性」と教えられた個人（ひとり）の尊厳を守ることを忘れ、国家への拝跪に貫かれている世間に対して、専修念仏によって批判的に対峙するという生き方を示しえなかったのである。